

公聴会開催公告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十三条第一項の規定に基づく公聴会を開催しますので、同条第二項の規定に基づき公告します。

令和八年八月四日

兵庫県知事 齋藤 元彦

◇起業者の名称 三田市

◇事業の種類 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事

◇起業地 一 収用の部分 兵庫県神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺、字岡下、字曲り、字曲り上及び字谷口地内

◇二 使用の部分

なし

◇公聴会の期日

令和八年八月二十五日（火）

十四時〇〇分～二十時〇〇分頃（十三時三〇分受付開始）

◇会場

北神区文化センター 大ホール（ありまホール）

◇公聴会に出席して意見を述べようとする起業者の名称

三田市

◇公述人について

・公述の予定時間は、公述一件当たり三十分以内とします。

（他の公述人との質疑をする場合において、当該質疑に要する時間を含みます。）

・公述を希望される方は、次に掲げる必要事項を御記入の上、八月十四日（金）まで（当日消印有効）に、左記問い合わせ先あて提出願います。

①氏名及び住所

②電話番号又は電子メールアドレス

③述べようとする意見の要旨

④自らの意見の陳述とあわせて起業者に対する質問を行う場合又は、質問の要旨

・応募様式及び公聴会の開催案内は、八月四日（火）午後以降に、兵庫県土木部用地課ホームページ

（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/yocho/index.html>）に掲載してあるほか、三田市医療政策部新病院整備課に備えてあります。

・なお、公述希望の応募が多数の場合には、公述人の数を制限する場合があります。

◇傍聴人について

・傍聴は原則として自由と致しますが、会場の関係で入場を制限する場合があります。

・受付時に、整理券を配布しますので、これを受けて御入場ください。なお、整理券の配布は先着順となります。

◇公述を希望される方がいなかった場合には、公聴会を開催しない場合があります。

◇合には開催時間を変更する場合があります。

◇問い合わせ先

兵庫県土木部用地課用地補償班

〒六五〇―八五六七 兵庫県神戸市中央区下山手通五―一〇―一

電話〇七八―三四一―七七一一 内線（七五一二七）